

公告第1号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成18年12月1日招集の第131回組合会において議決され、平成18年12月5日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成18年12月20日付け総行福第425号をもって認可されたので公告する。

平成19年1月19日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第36条の4中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の4の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金（以下「附加金等」という。）について適用し、同日前に給付事由の生じた附加金等については、なお従前の例による。